



11月は児童虐待防止推進月間です

本来、子どもを守るべき立場にある親など保護者らによる「子どもへの虐待」が深刻な社会問題になっています。

こうした児童虐待は、子育ての悩み、家族の問題、経済的な不安など、さまざまな要因が複雑に絡んで引き起こされていますが、加害者自身も苦しんでいる場合があります。

その対策として、周囲の人々ができるだけ早く「気づき、知らせ、見守る」といった支援が必要とされています。

地域全体で、虐待から子どもたちも守っていきけるよう、市民の皆さんもご協力いただきますようお願いいたします。



児童虐待とは・・・

身体的虐待	なく、 ^け 殴る、 ^た 蹴る、 ^た 叩く、 ^お 投げ落とす、 ^お 激しく揺さぶる、 ^お やけどを負わせる、 ^お 溺れさせる など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による ^お 脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など

児童虐待・里親に関する連絡・相談先	
児童相談所全国共通ダイヤル	☎189(いちはやく)
海部児童・障害者相談センター	☎25-8118
家庭児童相談室(市役所児童課)	☎65-1111

子育てに関する相談先	
保健センター(市役所健康推進課)	☎65-1111
ひので子育て支援センター	☎66-0008
弥生子育て支援センター	☎65-8211
東部子育て支援センター	☎52-4612

※連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

189 (いちはやく) 命を繋ぐ 未来へ

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

☎189 (いちはやく)

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

虐待や子育てに関する悩みや質問がある方は、児童相談所・市町村へお気軽にご相談ください。

厚生労働省

TOPICS

平成31年度 保育所(園)入所受付ご案内

◆**申込書類配布場所** … 11月1日(木)から市役所児童課、十四山支所、各保育所(園)でお渡しします。

◆**入所受付日程**

保育所(園)

受付日	受付保育所(園)
11月22日(木) 午後3時～5時	南部保育所、桜保育所、ひので保育所、大藤保育所、白鳥保育所、弥生保育所、栄南保育所、西部保育所、十四山保育所、認定こども園弥富はばたき幼稚園

※受付日にご都合が悪い場合は、受付日の翌日以降も11月30日(金)まで随時、保育所(園)にて受け付けします。
※11月26日(月)～30日(金)の5日間は、市役所児童課窓口でも認定こども園弥富はばたき幼稚園を除く保育所分を受け付けます(受付時間：午前8時30分～午後5時15分)。

◆**申込期限** …… 11月30日(金)

※平成31年4月からの入所だけでなく、産休または育休明けの職場復帰で年度の途中に入所を希望される児童も受け付けます。

◆**入所基準** …… 児童の保護者のいずれもが次のいずれかの事由などに該当すること。

- ①就労 ②妊娠、出産 ③保護者の疾病・障がい ④同居または長期入院などしている親族の介護・看護
- ⑤災害復旧 ⑥求職活動(起業準備を含む) ⑦就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む)

◆**延長保育** …… 各保育所(園)で午前7時30分～午後7時(平日のみ)に実施します。

※私的契約児は延長保育を利用できません。

◆**入所年齢**

- <満8か月> 南部・桜・大藤・白鳥・栄南・西部・十四山保育所
- <満6か月> ひので保育所・認定こども園弥富はばたき幼稚園
- <満3か月> 弥生保育所

◆**障がい児の入所** 入所基準に該当し、集団保育が可能な児童で心身に障がいがあると思われる場合は、事前に市役所児童課へご相談ください。

◆**私的契約児**

市立保育所では、入所基準に該当しない児童について、優先入所区域保育所の定員に余裕がある場合に限り、私的契約児として受け入れます(3歳未満児を除きます)。なお、保育料が異なります。私的契約児の年度途中入所はできません。

※詳細につきましては、11月1日(木)から配布する入所のしおりをご覧ください。

認定こども園弥富はばたき幼稚園

◆**申込期間** …… 11月22日(木)～30日(金)

◆**入園受付場所** … 認定こども園弥富はばたき幼稚園(☎67-4008)

※詳細については、事前に園にてご確認をお願いいたします。

☎市役所児童課(内線152～154)



TOPICS

弥富市ささえあいセンター 利用会員・協力会員募集中

ささえあいセンターとは、生活の援助を受けたい方(利用会員)に対して、生活の援助ができる方(協力会員)が、介護保険サービスや障がい者福祉サービスでは、できないことをお手伝いする、助け合いの組織です。

◆**利用できる方(利用会員)**

- 市内在住で、①要介護認定を申請中または認定を受けた方、介護予防・日常生活支援総合事業対象者
- ②各種障がい手帳該当者および申請中の方

◆**協力できる方(協力会員)**

積極的に活動を行うことができる方。ただし、ささえあいセンターで実施する研修を受講していただきます。(一定の資格を持つ方は除く)研修は必要に応じて随時行います。

◆**サービスを開始する手順**

利用したい方、協力できる方はささえあいセンターに会員登録してもらいます。コーディネーターが利用会員の困り事を聞いたのちに、協力会員を手配してサービスを開始します。

◆**利用料** 利用料は以下のとおりです。(所得により助成金が支給される場合があります)

活動日	活動時間帯	利用料(1時間あたり)
平日(月～金曜日)	午前8時～午後5時	700円
	上記以外の時間(協力会員対応可能時間)	800円
土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日(協力会員対応可能時間)		800円
ゴミ出し援助サービス		1000円(1回あたり)

※協力会員には、利用料と同額の活動料が振り込まれます。

☎市ささえあいセンター(総合福祉センター内) ☎43-4165(直通)

※受付時間：月～金曜日(土・日曜日、祝日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分